輸第7656号	魚かす粉末	魚粉	株式会社丸総通商	茨城県土浦市中高津一丁目15番19号
輸第7657号	甲殻類質肥料粉末	甲殻類（エビカニ）質粉末	鳴門化学産業株式会社	徳島県板野郡松茂町豊久字豊久開拓524番地
輸第10653号	硫酸加里	50.0硫酸加里	株式会社ナカシン	北海道北見市北斗町二丁目１番地27号
輸第10654号	魚かす粉末	野上魚かす１号	野上飼料株式会社	岡山県玉野市山田3732番地の１
輸第10656号	化成肥料	効果発現促進材入り化成1.2―4.5―47	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第10662号	化成肥料	化成肥料11―14―16	双日九州株式会社	福岡県福岡市中央区天神一丁目10番24号
輸第10663号	配合肥料	複合肥料48号	株式会社ナカシン	北海道北見市北斗町二丁目１番地27号
輸第10664号	硫酸苦土肥料	天然硫酸苦土肥料１号	糸賀　仁	千葉県船橋市藤原７丁目15番９号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第一項の規定に基づき、次のように生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十五年五月七日　　農林水産大臣　林　　芳正

１　生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更

登録番号　生第81036号
　変更前　農事組合法人三誠ファーム
　変更後　株式会社三誠ファーム
登録番号　生第88124号
　変更前　山富商事株式会社
　変更後　株式会社ＹＫイノアス
登録番号　生第84501号
　変更前　髙木産業株式会社
　変更後　パーパス株式会社
登録番号　生第86041号、生第86058号、生第86432号、生第87439号、生第87440号、生第87441号、生第87923号、生第88836号、生第92091号、生第92249号、生第92319号、生第92413号
　変更前　コスモ誠和アグリカルチャ株式会社
　変更後　コスモＡＬＡ株式会社
登録番号　輸第11748号、輸第11755号、輸第11764号、輸第11765号、輸第11889号
　変更前　北海道札幌市中央区南一条西五丁目７番地１敷島南一条ビル705号
　変更後　北海道札幌市中央区南一条西五丁目７番地１豊川南一条ビル705号
登録番号　生第89158号、生第90335号
　変更前　長野県上伊那郡辰野町大字平出1560番地
　変更後　長野県伊那市西箕輪2701番地

○農林水産省告示第千五百四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年五月七日　　農林水産大臣　林　　芳正

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第85511号	軽量気泡コンクリート粉末肥料	ケイサンエースＴ	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号
生第85556号	軽量気泡コンクリート粉末肥料	ケイサンエースＴ２	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目３番１号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

官庁報告

国家試験

平成25年普及指導員資格試験（公告）

農業改良助長法施行規則（平成17年農林水産省令第４号。以下「施行規則」という。）第６条の規定に基づき、平成25年において実施する普及指導員資格試験（以下「試験」という。）に関し、次のように公告する。

平成25年５月７日　　農林水産大臣　林　　芳正

１　試験方法

試験は、書類審査、筆記試験及び口述試験とし、次に掲げる方法により行う。なお、口述試験は、書類審査及び筆記試験に合格した者に対して実施する。

⑴　書類審査

施行規則第７条の規定により提出された業績報告書に記載された農業又は家政（以下「農業等」という。）に関する実務経験について、それが普及指導活動に必要な技能を習得することができるものであるか否かの判定を行う。

⑵　筆記試験

次に掲げる課題について行う。

ア　審査課題ア

次表の左欄に掲げる項目について、農業等に関する基礎的な知識の有無を判定する内容のもの

イ　審査課題イ

次表の右欄に掲げる項目のうちから受験者が１項目を選択して受験するものであって、農業等に関する高度かつ専門的な技術に関する知識及びその応用能力の有無を判定する内容のもの

ウ　審査課題ウ

農業の現場における課題を解決するのに必要な地域の現状の把握、普及指導計画の策定及び現場の指導等に関する企画立案の能力並びに普及指導活動手法に関する知識の有無を判定する内容のもの